



2022年3月3日

各 位

会 社 名 共同印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤森 康彰
(コード番号 7914 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 渡邊 秀典
(TEL. 03-3817-2525)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2019年10月8日に日本年金機構の帳票作成業務等の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後も継続的にコンプライアンス体制の強化・充実に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

日本年金機構の帳票作成業務等の入札に関して独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認すること、今後、同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：3億505万円

納付すべき期限：2022年10月4日

なお、当社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の額は30%減額されております。

3. 当社の対応

当社はこの度排除措置命令を受けた事実を厳正かつ真摯に受け止め、改めて、法令への理解促進や社内チェック体制の強化等に取り組み、再発防止に努めてまいります。

なお、本件の重大性を踏まえ、代表取締役社長および関係執行役員は、次のとおり報酬の一部を自主返上することといたしました。

代表取締役社長：月額報酬の30% 3カ月間

関係執行役員：月額報酬の10%～20% 3カ月間

4. 業績への影響

当該課徴金が2022年3月期業績に与える影響につきましては、2021年11月4日に公表しました「公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領および特別損失の計上に関するお知らせ」にあるとおり、2022年3月期第2四半期決算において3億500万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上済みです。

以 上